

# いのこし訪問看護（介護予防訪問看護）サービス内容説明書

当事業者が、提供する訪問看護（介護予防訪問看護）サービス（以下、サービスという）は以下の通りです。

## 1. 提供するサービス

ご利用日及び時間：毎週 曜日 時 分から 時 分まで

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあれば、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ③ サービスの提供にあたっては、別紙訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）に基づき利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
- ④ 提供した訪問看護（介護予防訪問看護）に関しては、利用者の健康手帳の医療の記録に必要な事項を記載します。
- ⑤ サービスの提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ⑥ 当事業者は主治医に対し、訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）を提出します。

## 2. 担当の職員

あなたの担当の訪問看護職員は、久野好子・野中弘子・林かおり です。

あなたの担当の訪問理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、田中幸乃・大橋陽介・森本貴久・渡辺昇司・三口里枝 です。

上記の責任者は（久野好子）です。

## 3. 利用料

- (1) 介護サービス（訪問看護）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額の定められた自己負担の額です。

当事業所での各種加算は下記4のとおりです。

- (2) 医療サービス（訪問看護）を提供した場合の利用料の額は、保険診療の告示上の額の健康保険で定められた負担割合です。

- (3) 死後の処置料、12,000円（自費）

- (4) 交通費

公共交通機関を利用した場合は、その実費相当額。自動車を利用した場合は、次に定める金額です。

- ① 事業所の活動地域を越えた地点から片道10km未満 300円

- ② 事業所の活動地域を越えた地点から片道10km以上 500円

- ③ 駐車許可指定地域外にお住まいの地域の場合または駐車許可指定地域内にて駐車できない事由が生じた場合、有料駐車場等を利用する場合には、下記サービス回数に応じて駐車料金をいただきます。

1. いのこしの訪問サービス（訪問看護・訪問リハビリ・訪問介護・居宅介護）が週3回未満の場合  
月1,000円をいただきます。

2. いのこしの訪問サービス（訪問看護・訪問リハビリ・訪問介護・居宅介護）が週3回以上の場合  
月2,000円をいただきます。

- (5) その他

- ① 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

- ② 当事業者は、あなたに対し毎月必要に応じて当月の利用料等の内訳を記載した利用料請求書を作成しご請求いたします。

- ③ 毎月の利用料は、翌月の末日までに現金にて担当の訪問看護職員にお支払いください。

- (6) キャンセル料

サービス開始の1時間前までに居宅サービスの取り止めの申し出がない時、サービス予定であった時間数分をキャンセル料として払い受けます。なお、キャンセル料は、当日サービス開始の1時間前までにご連絡を頂いた場合には、キャンセル料は発生いたしません。

#### 4. 各種加算

当事業所での介護報酬に係る加算項目は下記のとおりです。

加算項目	1割負担の料金	2割負担の料金	備考
初回加算	332円	663円	
サービス提供体制強化加算	7円/回	14円/回	
夜間又は早朝訪問看護	基本サービス料×1.25	基本サービス料×1.25	
深夜訪問看護	基本サービス料×1.5	基本サービス料×1.5	
2人以上による訪問看護	281円	562円	30分未満
2人以上による訪問看護	445円	889円	30分以上
90分以上の訪問看護	332円	663円	
緊急時訪問看護加算	597円	1,194円	
特別管理加算（Ⅰ）	553円	1,105円	
特別管理加算（Ⅱ）	277円	553円	
退院時共同指導加算	663円	1,326円	准看護師は除く
看護体制強化加算	332円	663円	
看護・介護職員連携強化加算	277円	553円	
ターミナルケア加算	2,210円	4,420円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 (ターミナルケア施行後24時間以内に在宅以外での死亡も含む)

※ 看護体制強化加算については、現在非該当ですが、今後該当となった場合、上記料金がかかります。